

様

令和 3 年度予算編成及び施策 ・ 新型
コロナウイルス感染症対策に関する要望
(案)



(津和野町：太鼓谷稲成神社)

令和 2 年 9 月

島根県町村会

平素から島根県の町村行政の推進と島根県町村会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨は、本県にも甚大な被害をもたらしましたが、相次ぐ災害は、沿線住民の方々の生活に大きな打撃を与えています。今後も続く復旧への取組に対し、引き続き、手厚いご支援をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、島根県内でも大きなクラスターが発生するなど、収束の見通しが立たない状況が続いています。我々町村も、日々緊張感を持ちながら、より一層の感染防止対策に努めてまいります。

国におかれては、これまで様々な感染症対策を打ち出されていますが、現場の第一線で住民に接する町村において、十分な対応ができますよう、引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

さらに、今後、来年度の予算編成が本格化します。国税収入の減少に伴う交付税原資の減少が懸念される中、「新しい生活様式」の実現や、「東京一極集中の是正」のため、一般財源の総額確保を是非ともお願いいたします。

本県町村は、過疎、離島など条件不利地域を数多く抱えており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、災害復旧やコロナ対策、さらに、少子・高齢化対策やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和3年度の予算編成や今後の新型コロナウイルス対策において、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県町村を取り巻く厳しい実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和2年9月25日

島根県町村会長 下 森 博 之

I 令和3年度予算編成及び施策に関する要望

要望項目

1. 地方創生の更なる推進について
 - (1) 地方創生推進財源の確保
 - (2) 「特定地域づくり事業推進法」への対応
2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について
 - (1) 地方交付税の総額確保
 - (2) 上水道移行後の旧簡易水道施設に対する財政措置等
3. 令和2年7月の豪雨災害について
4. 合区の早期解消について
5. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について
6. 防災・減災対策の推進について
7. 教育魅力化の推進について

II 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

要望項目

1. 条件不利地域における情報通信基盤の活用について
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について
3. 過疎対策事業債の必要額確保について
4. 自治体業務の負担軽減について
5. 東京一極集中の抜本的是正について

I 令和3年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

(2) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立への助言や、町村職員に対する研修・情報提供などを行うこと。

2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

①骨太の方針2020を踏まえ、令和3年度の地方財政対策においては、累積する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置するなど、安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持すること。

とりわけ、景気の低迷に伴う国税収入等の大幅な減少により、地方交付税原資の減少が懸念されるため、令和3年度においては、リーマンショック時と同様、国による特別な加算措置によって、地方交付税総額を確実に確保すること。

- ② 「業務改革の取組等の成果を反映した算定」については、民間委託などの歳出効率化の手法の展開に限界がある離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に歳出効率化の影響を及ぼすことがないように、引き続き、慎重に制度設計を進めること。
- ③ 地方交付税の算定にあたっては、「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」をはじめ、条件不利地域における財政需要の丁寧な捕捉に努め、小規模自治体の実情に即した地方交付税制度となるよう必要な見直しを行うこと。
- ④ 地方自治体における基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を求める声もあるが、地方自治体における基金は災害や不測の事態に備えるためのものであり、地方財政に余裕があるものではない。単に地方自治体の基金残高の増加を理由に地方交付税を削減しないこと。

(2) 上水道移行後の旧簡易水道施設に対する財政支援措置等

簡易水道事業の多くは、離島・中山間地域など施設整備効率に恵まれない地域にあり、人口減少による料金収入の減少や、簡易水道を運営する事業体が財政基盤・組織体制ともに脆弱であることにより、必要な整備は進んでいない現状にある。

このため、上水道移行後においても、旧簡易水道区域における施設整備については、簡易水道等施設整備費の国庫補助対象とするとともに、過疎・辺地対策事業債の対象事業とするなど、必要な財政支援措置を講じること。

3. 令和2年7月の豪雨災害について

平成30年7月豪雨災害に続き、短期間に2度の浸水被害を受けた流域住民の生活を再建し、地域経済を維持していくため、引き続き、被災者に対する支援策を講じること。

4. 合区の早期解消について

我が国が直面する急激な人口問題をはじめ、この国の在り方を考えていくうえでも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかり反映される必要がある。

早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

5. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

については、次の事項が実現するよう要望する。

- ①現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定するとともに、現行過疎地域を継続して指定対象とすること。
- ②新たな過疎法においても、過疎町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保、ソフト分の発行限度額の引上げなど各種支援制度の維持・拡充を図ること。

6. 防災・減災対策の推進について

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

こうした大規模災害に備え、令和2年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をさらに5年間継続すること。

また、地域において、計画的に防災・減災対策に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業」「市町村役場機能緊急保全事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」の恒久化・拡充を図ること。

7. 教育魅力化の推進について

本県町村では、島根県の「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙げられている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、学校と地域の実情を理解した上で、双方の活動を調整できるコーディネーターの配置や育成に係る財政支援措置を充実すること。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

1. 条件不利地域における情報通信基盤の活用について

条件不利地域を抱える本県町村において、テレワークや遠隔医療など、多様な分野における取組を一層普及・拡大できるよう、情報通信基盤の整備や整備後の活用に対する財政支援、人的・技術的支援を拡充すること。

また、小規模自治体においても、非接触による申請事務やテレワーク・分散勤務など、行政サービスのICT化が進むよう、必要な支援を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について

町村においては、引き続き、地域の実情を踏まえた迅速な感染防止対策を講じる必要があることから、こうした取組に対応できるよう、予備費を活用した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の積み増しなど、更なる財政支援措置を講じること。

3. 過疎対策事業債の必要額確保について

過疎債ハード分については、コロナ対策に伴う「光ファイバ等整備特別分」への優先枠配分などにより、一次同意では本県町村の要望額が大幅にカットされている。

今後、国の補正予算に見合う枠の増額などにより、必要額を確保すること。

4. 自治体業務の負担軽減について

今年度の実施が困難、又は先送りを検討せざるを得ない国庫補助事業等については、繰越に向けた措置を講じること。

また、見直しを要する計画についても、期間延長や策定期期の先送り等、柔軟な対応を行うこと。

様々な調査についても、市町村を介さない調査体制に改めるなど、コロナ対策にあたる基礎自治体の業務削減につながる措置を検討すること。

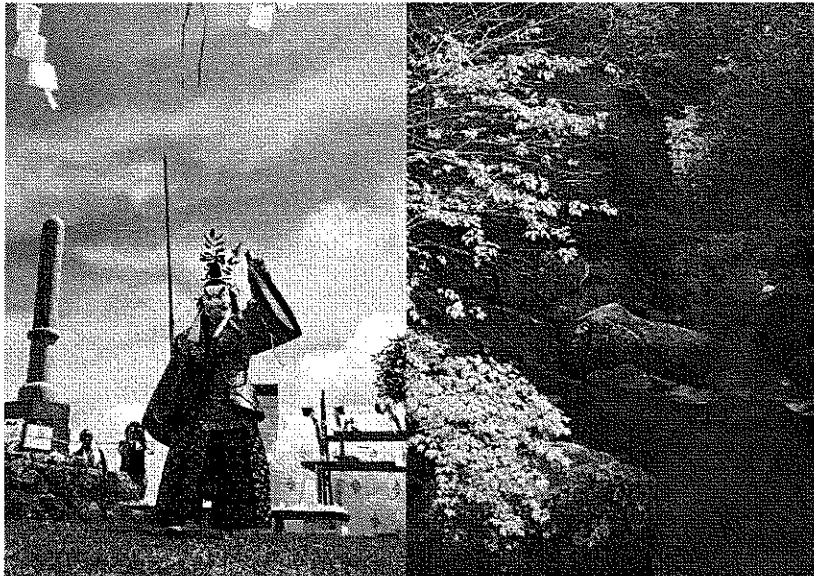
5. 東京一極集中の抜本的是正について

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや首都直下型地震等の大規模災害など、危機管理の観点からも、東京一極集中の是正と自立分散型国土の形成は、国を挙げて取り組むべき喫緊の重要課題である。

今後、地方に人や経済を呼び込むため、「新しい生活様式」を踏まえた抜本的な対策を積極的に推進すること。



(知夫村：知夫からの景色)



(奥出雲町：船通山剣舞、鬼の舌震)